

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年2月27日
桜井市

2月20日、第4回桜井市新型コロナウイルス対策会議及び国内の感染症状況と政府の基本方針、2月26日、イベント中止や延期、規模縮小を要請する政府からの方針を受け、桜井市では、2月27日、第5回桜井市新型コロナウイルス対策会議を開催し、以下のとおり対策方針を決定しました。

1. 市立小中学校、幼稚園及び保育所

- (1) 市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、遅滞なく、概ね2週間、全ての学校園所を臨時休業とする。
- (2) 市内の学校園所において、児童生徒及び教職員・保育士または同居する家族で患者・感染者が発生した場合、当該学校園所を遅滞なく、概ね2週間休業し、施設内の消毒等適切な対策を取る。また、市内で複数の学校園所において発生した場合は、全学校園所を休業する。
- (3) 児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校・通園所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。その場合、「出席停止」扱いとし、「欠席」としない。
- (4) 3月に予定されている卒業(園)式については、時間短縮と規模縮小を軸に執り行うこととし、詳細は3月上旬を目途に決定する。規模縮小は、原則として、来賓や在校生の出席を控えることによる対応とする。

2. 市内行事と施設の取り扱い

- (1) 当面の間(概ね1か月間)の市主催行事の延期または中止、市施設を利用する行事・イベントは、市の方向性を説明することを決定し、実施してきたところ、3月中をめどに上記方針を継続する。明確な目的や開催の必要性があり、対象が限られている説明会や研修等はこの限りではないが、市内または近隣市町村において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスターが発生したと判断される場合は、直ちに中止する。
- (2) 当面の間、市内で開催される行事・イベントに対しては、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて見直すことを促し、真にこの期間内に開催する必要性がない限り、延期または中止を要請する。
- (3) 市内または近隣市町村において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスターが発生したと判断される場合は、市民会館や中央公民館などの集会やまほろばセンター(ひみっこぱーくを含む)、総合福祉センター、ふれあいセンターなどを遅延なく臨時休館とする。

3. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

- (1) 市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を

控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。

- (2) 市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。
- (3) 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。
- (4) 市民と接する機会の多い窓口職員を中心に、可能な限りマスクの着用を勧める。

4. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市行政として行いうる対策に全力で取り組む。